

Play with Ray  
2026年9月19日 すみだトリフォニーホール  
オー디션規約

(目的)

第1条 本規約は、「Play with Ray」(以下「本オー디션」という)の実施および応募条件等について定めるものとする。

(オー디션の概要)

第2条 本オー디션は、ヴァイオリニスト レイ・チェンと、すみだトリフォニーホールおよびジャパン・アーツ(以下「主催者」という)の協働により実施する、技術および音楽性を重視した公開型オー디션である。

2 選出されたファイナリストは、東京においてレイ・チェンおよび新日本フィルハーモニー交響楽団と共演する機会を得る。

(応募資格)

第3条 応募資格は以下のとおりとする。

- (1) 非プロフェッショナル(アマチュア)のヴァイオリニストであること
- (2) 国籍および年齢は問わないこと(ただし、法令上応募が認められる地域に限る)

2 アマチュアとは、ヴァイオリン演奏を主たる収入源としていない者を指す。

3 未成年(18歳未満)の応募については、以下の条件を満たすこと。

- (1) 保護者または法定代理人が応募手続きを行うこと
- (2) 必要に応じて関係証明書類を提出すること
- (3) 未成年本人による応募が判明した場合は無効とする

4 以下に該当する者は応募できない。

- (1) 新日本フィルハーモニー交響楽団の楽団員およびその家族(親、子、配偶者、兄弟姉妹およびその配偶者、同居者)
- (2) レイ・チェンおよび主催者関係者ならびにその家族

(審査方法)

第4条 審査は、応募者本人が演奏した動画により行う。

(課題曲および応募方法)

第5条 課題曲は以下のとおりとする。

J.S.バッハ:2つのヴァイオリンのための協奏曲 ニ短調 BWV1043

2 応募は全楽章、または第1楽章、第2楽章、第3楽章個別の動画の提出を必要とする。

(第1楽章、第2楽章、第3楽章のいずれか1つ、または2つ、またはすべて)

3 各楽章の演奏パートは以下のとおりとする。

- (1) 第1楽章・第2楽章:1st ソロ・ヴァイオリン
- (2) 第3楽章:2nd ソロ・ヴァイオリン

(審査員)

第6条 審査員は以下のとおりとする。

- ・レイ・チェン
- ・新日本フィルハーモニー交響楽団 楽団員

(参加費)

第7条 本オー디션の参加費は無料とする。

2 ただし、動画制作等に要する費用は応募者の負担とする。

(応募期間)

第8条 応募期間は以下のとおりとする。

2026年5月1日(金)から2026年5月31日(日)日本時間(JST)23時59分まで

2 締切後の応募は受理しない。

3 不備のある応募または本規約に違反する応募は、主催者の裁量により失格とする場合がある。

4 本オー디션は、やむを得ない事情により変更または中止となる場合がある。

## ファイナリストについて

### (選出人数)

第9条 ファイナリストは3名とする。ただし、審査状況等により変更する場合がある。

### (結果通知および公表)

- 第10条 審査結果は、選出者に対して2026年6月下旬に電子メールにて通知する。
- 2 選出者は、正式発表前に契約書および録音・映像使用許諾書に署名するものとする。
  - 3 結果は2026年7月上旬にウェブサイト上で公表する。

### (公演への参加)

- 第11条 ファイナリストは、主催者が指定するリハーサルおよび本公演に参加するものとする。
- 2 日程その他詳細は、別途通知する。

### (提供内容)

- 第12条 主催者はファイナリストに対し、以下を提供する。
- (1)居住地から東京までの往復エコノミークラス航空券
  - (2)東京滞在中の宿泊施設
  - (3)関連行事における移動手段
- 2 未成年の場合、保護者1名についても同様の内容を提供する。
  - 3 個人的費用および税金等は本人の負担とする。

### (渡航条件)

- 第13条 参加者は、日本への渡航に必要なパスポート、査証等を自己の責任において準備するものとする。
- 2 未成年者は保護者の同行を必須とする。
  - 3 必要書類の未提出、連絡不能、または規約違反があった場合は失格とし、繰上げ選出を行う場合がある。

## その他

### (個人情報の取扱い)

第14条 主催者は、応募者およびファイナリストの情報を、本オーディションの運営に必要な範囲で、関係団体と共有することができる。

### (提出物の権利)

第15条 応募者は、提出した動画等のコンテンツについて、主催者に対し、無償かつ非独占的に、全世界において永続的に利用する権利(複製、編集、配信、翻案、翻訳、放送等を含む)を許諾するものとする。

### (免責事項)

- 第16条 通信障害、機材トラブル、その他やむを得ない事情により生じた損害について、主催者は責任を負わない。
- 2 不正行為が認められた場合、当該応募者は失格とする。

### (補償)

第17条 応募者は、本オーディションへの参加に関連して生じた損害等について、主催者および関係者に対し損害賠償責任を負わないよう保証するものとする。

### (準拠法)

第18条 本規約は日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。